

別添

審査基準及び審査方法

横断歩行者事故防止のための広報啓発業務委託に係る提案競技の審査基準及び審査方法を次のとおり定める。

1 審査基準

各審査委員は次の評価項目及び評価基準に基づき審査を行う。

評価項目	評価基準	配 分
事業の目的・趣旨 との整合性及び提 案内容	・ 本事業の目的及び趣旨との整合性がとれているか。 ・ 提案内容は本事業の目的及び趣旨に沿っているか。	2 0
広告の内容	・ インパクトのある内容で、記憶に残るものとなっているか。 ・ 独自発想や事業者が有する知見を反映した創意工夫が見られるか。	3 0
広告の発信方法	・ テレビ CM 及びラジオ放送の枠取り（時間帯、本数）が効果的であるか。 ・ デジタルサイネージ放映の本数が効果的であるか。 ・ その他、効果的な広報に向けた工夫が見られるか。	5 0

2 審査方法

提案企画に基づき、審査委員の採点方式により、最優秀提案 1 者を選定する。

採点は、審査委員が提案書を審査し、別紙「審査票」により行う。

3 その他

- (1) 上記 1 及び 2 に記載した以外のことについては、審査委員が協議のうえ決定する。
- (2) 契約に当たっては、募集要項及び仕様書の要件を満たす者と契約する。